

肺癌登録合同委員会規約

Japanese Joint Committee of Lung Cancer Registry

第1条 日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会は協同して肺癌登録合同委員会（以下委員会）を設ける。英文では **Japanese Joint Committee of Lung Cancer Registry (JJCLCR)** と称する。

第2条 委員会は日本での肺癌の発生や予後にかかわる因子を明らかにし、よって肺癌の予防、診断、治療の向上に寄与することを目的とする。

第3条 この目的のため日本での肺癌症例の登録、解析を行う。このために必要な業務を行う。

第4条 委員会の構成は日本肺癌学会より2名、日本呼吸器外科学会より2名、日本呼吸器学会より2名、日本呼吸器内視鏡学会より2名、IASLC staging committee より2名以内、統計専門家1名、肺癌登録合同委員会事務局長とする。

- 1) 委員長は委員の互選により決定する。
- 2) 委員長の任期は2年とする。再任は連続2期までとする。
- 3) 委員長が任期途中で退任した場合後任の委員長の任期は前委員長の任期の残期間とする。
- 4) 委員長は必要と認めた場合、委員以外の参加を求めることができる（オブザーバー）。
- 5) オブザーバーは委員会の議決に関して議決権を持たない。

第5条 データの集積と分析を行う事務局を委員会の下に設置する。委員長は委員会の方針に従って事務局の業務を監督する。

- 1) 委員会は事務局長を選任し、日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会理事会に報告する。
- 2) 事務局の活動の詳細については別に細則を定める。
- 3) 委員会の会計の監査のため、日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会より推薦された各1名の監事を置く。
- 4) 監事は事務局の決算を監査して委員長に報告する。
- 5) 会計監事は通常の委員会には出席せず、議決権を持たない。

第6条 委員会は委員長が招集する。

第7条 委員会が議決を行うには委員の1/2以上の出席を必要とする。

第8条 委員会の議決は出席者の1/2以上をもって行う。賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

第9条 委員長は業務の進捗状況を日本肺癌学会理事会、日本呼吸器外科学会理事会、日本呼吸器学会理事会、日本呼吸器内視鏡学会理事会に適宜報告する。

第10条 委員会の庶務は事務局で行う。

第11条 調査結果および解析結果は日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会それぞれの学会誌などで発表するとともに、代表者が英文誌に発表する。データの公表の方法、および各学会員が調査結果を利用する方法については別に細則で定める。

第12条 委員長がその責を十分果たしていないと判断された場合、委員会委員の2/3以上の賛成により委員長を罷免することができる。

第13条 事務局長がその責を十分果たしていないと判断された場合、委員会委員の2/3以上の賛成により事務局長を罷免することができる。

第14条 この規約の改正には委員会の2/3以上の委員の賛成を必要とする。さらに日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会それぞれの理事会の承認を必要とする。

附則 この規約は平成12年（西暦2000年）4月1日より施行する。

この規約は平成20年（西暦2008年）10月1日より施行する。

この規約は平成24年（西暦2012年）6月1日より施行する。